

高島町手話言語条例

前 文

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者が長年にわたって大切に育んできた言語である。

しかしながら、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたものの、手話に対する理解や普及が深まっているとは言えず、ろう者は未だに多くの不便や不安を抱えながら生活している。

このため、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話を使って安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者（聴覚障害者のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）に対する理解の促進並びに手話の普及等に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者とろう者以外の者が共に生きていくことのできる地域社会の実現を目的とする。

(基本理念)

第2条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及等は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及等を図るために必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に基づき、手話及びろう者に対する理解を深めるとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、手話及びろう者に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備を推進するとともに、町が推進する施策に協力するものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び情報の取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(財政措置)

第7条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。